

テキスト修正のお知らせ

【2026 I N P U T 講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（I N P U T 編）の記述につき、下記の箇所において、法改正による内容修正の必要が生じました。

お手順をお掛けいたしますが、お手元のテキストの修正をお願いいたします。

【商登法Ⅲ】

頁数	場所	誤	正
9	(5) ①②を 右記の ように 修正	<管轄外移転の場合> 従前は、<u>旧所在地を管轄する登記所を経由して、新所在地を管轄する登記所へ提出する</u>（規9条12項・13項）とされていた ▼ しかし 令和7年4月21日以降は、管轄外移転の申請がされた場合、<u>旧所在地を管轄する登記所は、当該会社に関する印鑑記録（廃止等の記録がされていないものに限る）を新所在地を管轄する登記所へ移送することになった</u>（規9条12項－令7年改正） ▼ これにより <u>新所在地を管轄する登記所に印鑑が引き継がれ、当該印鑑の提出があったものとみなされることから、本店移転の登記申請と同時にする新所在地を管轄する登記所への印鑑届書の提出が不要</u>となった（規9条13項－令7年改正） ▼ なお <u>印鑑カードは従来どおり引き継がれない</u>ため、印鑑証明書が必要な場合には、<u>登記が終わった後に改めて新所在地を管轄する登記所宛てに、印鑑カードを請求する</u>必要がある 改印を希望する場合は、本店移転の登記申請の前又は同時に旧所在地を管轄する登記所に改印届書を提出するか、本店移転の登記の完了後に新所在地を管轄する登記所に改印届書を提出する。	